

報告第5号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成18年5月31日

提出者 足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成18年2月1日	121,505円		平成17年9月29日、足立東清掃事務所職員が公用車で走行していたところ、足立区千住関屋町20番地先道路において、対向車線で右折をしようとして停止していた相手方の自動二輪車が突然発進し、公用車右側後部ドアに衝突し、相手方は右腕及び右足の擦過傷及び打撲の傷害を負った。
平成18年2月3日	183,099円		平成18年1月25日、足立区青井一丁目11番地先道路の右側においてごみの収集作業中、前方より車両が走行してきたため、清掃車を道路の左側に移動しようとした

		ところ、清掃車の左後部が左後方より走行してきた相手方車両の右前部に接触し、損害を与えた。
--	--	--